



高校生を対象に労金職員が消費者講座を実施（主催：県労福協）



松江工業高校定時制で 2012年11月14日

受講生1万人突破

申込みが最多16校となった県労福協主催の2012年度「高校生のための消費者講座」が、労金職員が講師となり開催されました。

この講座は卒業前の高校3年生を対象に、『悪質商法』や『多重債務』について学び、賢い消費者となるよう2005年度に開始し、以来8年目でこれまで39校で95回実施。受講生は1万人を超えました。



2012年度実施校

宍道高校 松江西高校 松江工業定時制 平田高校 出雲北陵高校 隠岐水産高校 出雲高校定時制 吉賀高校 松江農林高校 浜田高校 開星高校 大社高校 出雲西高校 松徳高校 隠岐高校 矢上高校 16校（申込順）

これまでの実施状況（カッコ内は実施回数） 2005年度～2012年度

開星高校	(3)	大社高校佐田分校	(3)
隠岐高校	(5)	出雲高校定時制	(6)
隠岐水産高校	(2)	出雲西高校	(2)
隠岐島前高校	(1)	出雲商業高校	(2)
松徳学院高校	(2)	出雲農林高校	(1)
松江工業高校定時制	(7)	出雲北陵高校	(2)
松江西高校	(3)	適摩高校	(3)
松江南高校	(2)	川本高校	(2)
松江南高宍道分校	(1)	邑智高校	(2)
宍道高校	(1)	浜田高校	(2)
松江農林高校	(1)	浜田高校定時制	(1)
松江市立女子高	(3)	浜田高校今市分校	(2)
安来高校	(1)	浜田水産高校	(1)
大東高校	(2)	矢上高校	(3)
横田高校	(5)	吉賀高校	(3)
飯南高校	(4)	明誠高校	(3)
三刀屋高校	(2)	益田産業高校	(1)
三刀屋高校掛合分校	(2)	益田翔陽高校	(1)
平田高校	(4)	津和野高校	(1)
大社高校	(3)	39校 のべ95回	

中国ろうきんは、ろうきん理念である「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」ために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

《2013年6月実施予定》 団体生命共済 制度改定のご案内

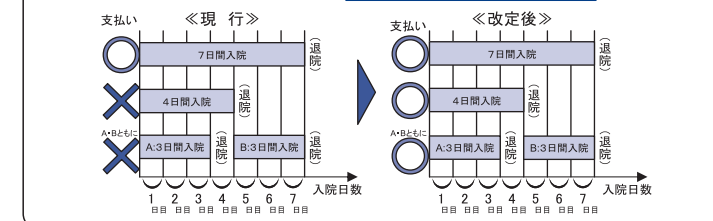
「医療保障」や「障がい保障」に対する組合員の期待や関心は年々高まっています。このようなニーズにお応えするため、【災害入院共済金、病气入院共済金の支払要件の改善】、病气入院特約における【疾病障がい見舞金の保障範囲の拡大と保障年齢の引き上げ】を実施いたします。なお、団体の発効日・更新日にかかわらず、2013年6月より一斉適用いたします。全労済は、これからも組合員の皆さまの保障を充実していくため、引き続きよりよい制度改定を実現していきます。

【災害入院共済金、病气入院共済金の支払要件の改善】

災害入院共済金と病气入院共済金の支払要件を改善します。

Point <現 行> 連続して5日以上入院したときに、1日目から保障
<改定後> 1日以上入院したときに、1日目から保障 ※日帰り入院を含みます。

【例】入院日額5,000円付帯でご契約されている場合、
<現 行> 4日間入院→5日未満の入院のため、**お支払いの対象とはなりません。**
<改定後> 4日間入院→1日以上入院のため、**4日×5,000円=20,000円**お支払いします。



（注）災害入院共済金は、入院の原因となる不慮の事故が2013年5月31日以前に発生していた場合、入院開始日が2013年6月1日以降であっても、5日未満の入院のときはお支払いの対象とはなりません。



発行／一般社団法人 島根県労働者福祉協議会
発行人／安田 充志
〒690-0007 松江市御手船場町 557-7
TEL 0852-23-3302 FAX 0852-23-3303
ホームページアドレス：http://shimane.rofuku.net/
Eメール：rofuku@gaea.ocn.ne.jp
発行月（6・10・1・3月発行）

三法人合併調印 締結!!

2013年2月1日（金）午前10時より、松江市労働会館において、一般社団法人島根県労働者福祉協議会（理事長矢倉淳）、一般財団法人島根県中央労働福祉センター（理事長岩田学）および一般財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター（理事長矢倉淳）の代表者は、連合島根原田事務局長の立会いのもとで合併調印を行いました。この合併調印により「三法人合併準備委員会」は「三法人合併委員会」に改称し、合併存続法人一般社団法人島根県労働者福祉協議会の事業内容、内部統制、役員体制等の検討に入ることになります。また、合併期日である2013年4月1日に向け、官報公告を行い債権者保護の手続きに入りました。

三法人合併により、総正味財産額は約4億円になり、大きく財政基盤が強化されます。ただし、2013年度は、合併した県労福協の公益事業と新しい公益目的支出計画が認可されるまでは、労働会館もさわやかも認可済みの公益目的支出計画をそれぞれに実行しなければならず、2014年度事業から本格的な合併効果が期待されることになります。



臨時総会 三法人合併を承認!!

島根県労福協は、2013年1月31日（木）、松江市労働会館において臨時総会を開催し、一般財団法人島根県中央労働福祉センター（通称「労働会館」）と一般財団法人しまね・さわやか生涯福祉センター（通称「さわやか」）を、2013年4月1日をもって吸収合併することを出席会員の全会一致で承認しました。同時に、定款変更、役員補充選出（小松原理事）等も承認しました。

県労福協の合併承認に先立ち、「労働会館」と「さわやか」は昨年末までにそれぞれ臨時評議員会を開催し合併決議を行っており、三法人の合併機関承認が完了したことになります。

この合併には、厳しい雇用・労働環境、超少子高齢社会のもとの勤労者・島根県民ニーズに対し、県労福協の基盤強化による三法人の特性を活かした新たな福祉事業の展開が期待されています。



あいさつする矢倉理事長



臨時総会全景



あいさつする小松原新理事

2013年度島根県への政策制度要請に対する回答書概要

前号「労福協ニュース」にて 2013 年度島根県への政策制度要請を掲載しましたが、その回答書を島根県より 2012 年 12 月 19 日に受け取りました。概要はつぎのとおりです。

2013年度(平成25年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成24年11月20日)			
番号	要 請 事 項	回 答	課 名
1 (1)	「労働者福祉運動の育成・強化」について 労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、勤労者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での勤労者福祉を充実させるための支援を要請します。 また、これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。引き続き、県各部署との意見交換及び労働者福祉へのご指導、県下勤労者の自主福祉運動の推進、発展に寄与する活動に支援していただきますよう要請します。	(1)労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。 なお、貴会とは、従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。	雇用政策課
(2)	「くらしサポートセンター島根」事業について 当センターでの相談は、ワンストップサービスを目指しており、サービス充実のためには情報の収集に加えて、関係先との情報の共有やネットワークの機能化が必要です。更なる実務的な情報の提供や連携強化への協力を要請します。 ※ 実 績 2011年度 労働相談 196件・生活相談 47件 2012年度 労働相談 214件・生活相談 83件 (いずれの各年の1月～9月末相談実績件数)	(2)「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、労働者の福祉向上を図る観点から有意義な事業であると認識しており、その利用促進に向けて県ホームページ等を活用した広報等の支援を継続していきたいと考えております。 本県においても労働相談等の窓口を設けているところであり、必要な情報の交換等を行いながら連携のうえ、労働者の福祉向上をはかしていきたいと考えております。	雇用政策課
(3)	2013年度(平成25年度)助成金について 上記のことを踏まえて、2013年度の予算積算表に基づいて、下記の通り事業費補助金を要請します。 2013年度 要請額 170 万 円 事業開始予定年月日 2013年 4月 1日 事業完了予定年月日 2014年 3月31日	(3)貴会が来年度実施を予定している事業については、労働者福祉の向上をはかるうえで効果的な事業だと認識しており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。	雇用政策課
2 (1)	「格差・貧困社会、セーフティネットの強化、パーソナル・サポート」について要請します。 生活保護制度は、憲法25条に定められた最低限の生活を保障するセーフティネットの柱となるものであり、日本の受給実態は国際的(OECD加盟国)にも、対GDP比率、支給世帯率とも低位に位置します。県内の各市町村別の生活保護申請者数及び生活保護受給者件数を公表されるよう要請します。	(1)県内の生活保護の状況については、統計情報を取りまとめた冊子の発行等、公表しているところです。今後も他の媒体も含めて公表に努めていきます。	地域福祉課
(2)	次の事項について、国へ働きかけられるよう、引き続き申請します。 ① 生活保護基準の切り下げ阻止について働きかけられるよう要請します。 ② 新たなセーフティネットの恒久化に関して働きかけられるよう要請します。	(2) ①生活保護基準については、昨年4月に国において設置された「社会保障審議会生活保護基準部会」で、評価・検証方法のあり方について検討されているところです。 生活保護の適正な給付水準については、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に対し意見を述べていきます。 ②今年度限りとなっていた新たなセーフティネットの支援策については、平成25年度まで事業期間が延長されたところです。厳しい雇用情勢が継続していることから、引き続き国の対応を注視していきます。	地域福祉課
(3)	次の事項について、各行政並びに関係団体等へ働きかけられるよう引き続き要請します。 ① 生活保護制度について、市町村等通じて広く県民に周知され、総合的な相談や支援体制の強化が図られるよう要請します。 ② 被保護者の抱える多様な課題に対応できる「自立支援プログラム」について、県の理想とするプログラムを明示され、各市町村等に普及・指導されるよう要請します。 ③ ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の確保が図られるよう要請します。	(3) ①生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連携を図りながら、必要に応じて制度周知を行うよう働きかけます。また、生活保護が必要な方が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適切に対応するよう引き続き指導します。 ②自立支援プログラムについては、各市町村が各地域の資源を考慮した幅広いプログラムを策定・実施しています。(プログラム策定数137) 県としては、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう、今後とも先進的な事例などの情報提供を通して、策定を働きかけます。 ③ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障をきたしている場合は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のために、社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き続き働きかけます。	地域福祉課
3 (1)	昨年に引き続き、「消費者施策の充実」について要請します。 県として、地方消費者行政予算への増額や、消費生活相談員の権限強化、待遇改善について、国に働きかけられるよう、引き続き申請します。	(1)現在、国においては、新たな交付金制度の創設など消費者行政充実のための財源確保の取り組みや、相談員資格の法制化など消費生活相談員の処遇改善の促進の取り組みが進められています。 県としては、引き続き、これらの動向を見極めていくとともに、消費者行政の充実・強化の恒常的な財源確保など必要に応じ会議の場等で要請してまいります。	環境生活総務課

(2)	次の事項について、各行政及び関係団体等へ働きかけられるよう引き続き要請します。 ① 生活福祉支援貸付制度については、所得制限の緩和、手続きの簡素化など、窓口となる社会福祉協議会の体制面も含めて更に整備が図られるよう要請します。 ② 消費者行政を総合的に推進する機関(県、市町村、消費者、労働福祉団体も参加する官民共同組織)を県独自に設置されるよう要請します。	(2) ①生活福祉資金制度は平成21年10月に改正され、資金の種類を整理するとともに、民生委員の意見書を不要としたり、連帯保証人を求めないとするなど、手続きの簡素化が図られました。 また平成24年度は、県及び8市の社会福祉協議会に配置する相談員を、前年度から2名増の合計12名として、県内における相談体制を強化したところです。 今後も、貸付を円滑に実施できるよう相談体制を確保していきます。 ②現在、県では、消費者金融等被害防止対策会議や高齢消費者被害防止対策会議など官民関係団体により構成する組織を設置し、各団体との連携を図りながら消費者行政を推進しているところです。 この連携に基づいて、例えば、多重債務問題については弁護士会等と連携して無料相談会を実施するなど、成果を上げています。 消費者行政は、その範囲が極めて広いため、総合的な共同組織より、各課題に則した組織により対応するのが効率的、効果的と考えます。 今後とも、連携組織については、各種課題に応じて、必要な見直しを行いつつ、消費者行政の活性化に生かすよう努めます。	地域福祉課 環境生活総務課
4 (1)	昨年に引き続き、「中小企業労働者の福祉の充実」について要請します。 福利厚生の実現について 現在の東部・西部労働者共済会については、広域化によるスケールメリットの発揮や、万一の時の生活保障など、魅力ある制度・サービス内容とするために、県として強力な指導と支援がなされるよう、引き続き要請します。	(1)(財)島根県東部労働者共済会及び(財)島根県西部労働者共済会が安定した運営を継続し、魅力あるサービスを提供していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進をすすめていく必要があります。 県としては、各労働者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。 (2)中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。 また、中退共普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。今後ともこのような取組みにより制度の普及に努めていきます。	雇用政策課 雇用政策課
5 (1)	昨年に引き続き「介護施策の充実」について要請します。 県内の特別養護老人ホームへ入居しやすい環境を整えていただくことを要請します。特に、長期待機者の解消並びにその家族の介護負担の公平感が実感できる県独自のきめ細かい施策を要請します。	(1)本年1月現在、特別養護老人ホームへの入所申込者は、約6千人で、このうち日常生活始めに介護を要するとされる「要介護度4以上」で、かつ、「在宅」の方が、約1千人弱となっています。 これに対して、第5期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームについて、平成23年度から平成26年度までの間に定員を約400名増やす計画となっています。 残る部分については、在宅での介護となることから、訪問系サービスなどの充実を図ってまいります。 なお、県内の特別養護老人ホームにおいては、毎年、約1千人の自然減(退所)があり、実際には、このことによって、要介護度の高い在宅の待機者などへの対応がなされている状況です。	高齢者福祉課
(2)	要介護者が、住み慣れた地域において継続し安心して生活するためには、介護サービスを担う確かな知識と技術を持つ人材確保とその定着が急務です。予防介護支援、介護施設支援及び介護職員の処遇改善など高齢県に相応しい県独自の支援施策を要請します。	(2)県では、人材確保や育成などについて、これまで以下の取り組みを進めてまいりました。 ○人材確保 ・資格取得と「お試し勤務」を組み合わせた介護人材緊急雇用事業 ・新たな雇用創出を目的とした介護雇用プログラム事業 ○人材育成 ・介護福祉士修学資金の貸付 ・介護予防や訪問看護などをテーマとする研修会の開催 ○処遇改善 ・介護職員処遇改善交付金による賃金改善(H24から介護報酬の中の加算に移行) 今後は、関係者との間で、介護人材の充足状況や需要見通しについて、さらなる検討を進めた上で、県として必要な対策を講じてまいります。	高齢者福祉課

西部労福協第43回定期総会開催!!

西部労福協第43回定期総会が、2013年2月21日(木)に米子市の「米子全日空ホテル」にて開催されました。2012年活動報告・決算報告・監査報告及び2013年か都度方針・予算等の全議案が全会一致で採択されました。総会には、来賓を含む88人が出席し、島根県からは、5人の代議員(安来地区労福協:糸原会長、出雲地区労福協:伊藤事務局長、労金:田中上席調査役、全労済:本田事業推進部次長、連合:門脇事務局次長)が出席しました。これまで中央労福協主催で開催されていた「労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座」が2013年度からはブロック労福協において主催することになりました。

総会後、梅谷俊一さん(境港ベニズワイガニ料理推進協議会事務局長)より「さかなと鬼太郎のまち境港市の観光振興策について」の記念講演があり、2002年61万人であった観光客が、2010年には372万人に増加し、2012年でも270万人が境港市を訪れているとの報告がありました。さかなと鬼太郎のコラボが観光資源となったことに学ぶことの多い講演でした。



くらしサポート
センター島根

2011年2月から独立した事務所へ移転し、≪労働・生活なんでも相談≫ワンストップサービス活動を展開中です。月4回日曜日に、地元紙にPR記事を掲載し、電話以外に面談相談も受付しています。

【相談は】0120-154-052
【相談料】無料
【相談曜日】月～木
【相談時間】10:00～16:00